

2024年5月31日

CCCMKホールディングス株式会社

## 2023年度 透明性レポート

2023年4月1日から2024年3月31日にかけての捜査機関(法律に定める司法警察職員及び捜査権・反則調査権・違反調査権を有する職員や機関)からCCCMKホールディングス株式会社(以下「MKHD」という。)に対しての「要請件数(令状・例外的運用ともに)」は274件、その内、基本方針に則って、MKHDにおいて「情報開示した件数」は209件でした。

- ・要請時に対象物が漠然としている場合や、要請範囲が広い場合は、捜査機関に説明を求め、可能な限り対象を限定しました。
- ・要請件数の内、捜査関係事項照会書による「例外的運用」の対象は7件、その内、審査を得て「情報開示した件数」は以下に該当する4件、残り3件は「却下」となりました。また、「社外専門家※1の相談件数」は3件でした。

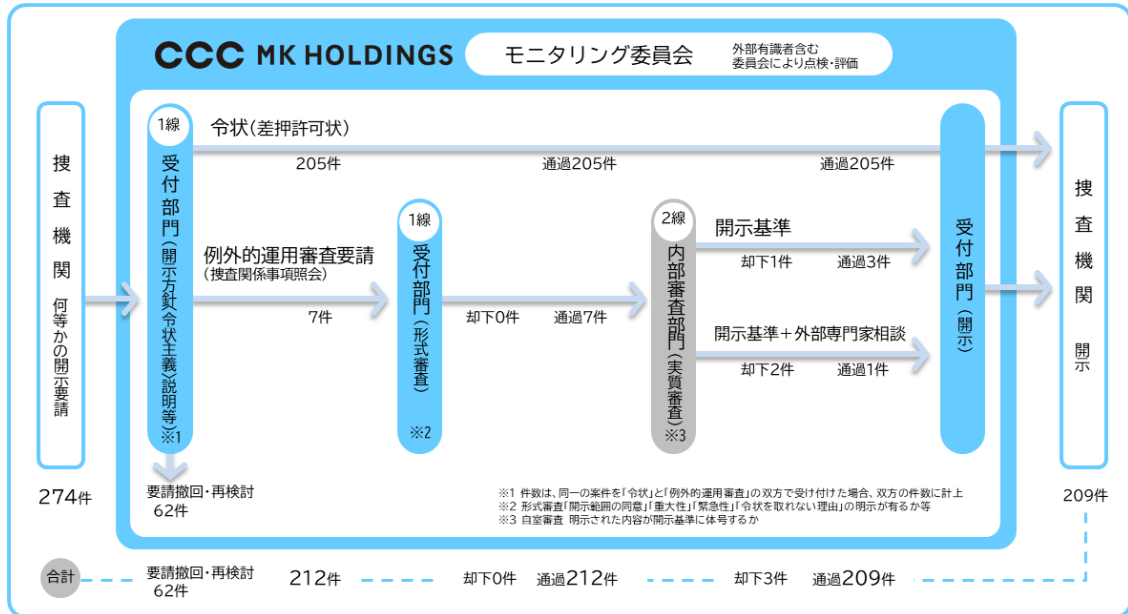
※1.MKHDと顧問関係等がない社外専門家

NO	重大性※2	緊急性
1	ストーカー行為	事件発生から3日以内で容疑者が確保されていない
2	強盗殺人	事件発生から3日以内で容疑者が確保されていない
3	組織的詐欺	事件発生から3日以内で容疑者が確保されていない
4	不同意わいせつ	事件発生から3日以内で容疑者が確保されていない

※2.2023年12月1日以降、用語をわかりやすくするために「急迫性・公益性」を「重大性」に変更しておりますが、具体的な判断基準に変更はありません。

- ・捜査機関以外(裁判所や弁護士会等)から開示の要請があった場合についても厳格に対応し、MKHDが開示することについてご本人の同意を得ていることの確認を徹底しました。

- ・ 例外的運用の開示プロセスは下図のとおりです。



- ・ 2022年度以前における年度別の捜査機関への開示結果は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社ホームページ掲載の2022年度 透明レポートにて、ご確認いただくことができます。

<[https://www.ccc.co.jp/customer\\_management/transparencyreport/2022/](https://www.ccc.co.jp/customer_management/transparencyreport/2022/)>

- ・ MKHDは捜査機関への情報開示を厳格に実施していたことを、上記のとおり「透明性レポート」としてご報告いたします。

なお、本レポートについては、過半数を外部有識者で構成する「情報開示モニタリング委員会」にて適正評価をいただいております。その評価の具体的な報告書に関しましては、別途、2023年度における『捜査機関に対する情報開示プロセス有効性評価報告書』として公表しております。

以上